

# 【概要】「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## 事業概要

- ✓ 佐賀の陶磁器文化の本質的価値を伝え、主に欧米を中心とする文化関心層の知的好奇心を満たし、佐賀の陶磁器のブランディングに繋がる文化体験プログラムを造成する事業者を募集するもの（県と共同で文化庁へ補助金を申請）

## 事業の種類

- ① 【ハード事業】文化体験の提供に必要な**ハード整備を伴うもの**  
※既存施設の改修による整備が対象(施設の新設・増設は対象外)  
※「宿泊施設」の整備は令和8年7月以降に募集予定
- ② 【ソフト事業】文化体験を提供する**人材(職人、作家、生産者、ガイド、コーディネーター等)の育成を伴うもの**
- ③ **受入環境整備**(多言語化対応、Wifi、キャッシュレス、手ぶら観光、海外配送対応、トイレ洋式化ほか)  
※③は①もしくは②に取り組むことを必須とする

## スキーム



## 補助内容（※文化庁からの補助）

【対象者】 有田町内において陶磁器文化を活用した体験プログラム造成や主に欧米の文化関心層向けの店舗運営を目的とした古民家改修等に取り組む事業者・団体等

【補助率】 原則**1/2**以内（条件に応じて**2/3**以内）

【補助上限額】 **2,000万円**

【最低総事業費】 **600万円以上**

【採択予定件数】 **5件程度**(R8)

※参加型のアクティビティの場合、1人あたり**1~5万円以上(月3~4回以上の受け入れを目安)**の文化体験プログラムであること

※Wifi環境、キャッシュレス決済、Googleビジネスプロフィール登録・更新を必須とする

## スケジュール概要

【公募】 令和8年3月27日(金)~5月13日(水) ※4/2説明会

【審査会】 令和8年5月22日(金) ※結果通知:5月26日(火)

【文化庁への共同申請】 令和8年5月下旬~6月上旬(予定)

# 【概要】「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## 応募者の要件

下記全ての要件を満たすこと

- ① 地方公共団体、民間事業者、観光関連団体(DMO,観光協会等)  
※個人事業主は除く
- ② 事業終了後もプログラムを継続して販売・運営する意思がある者
- ③ 県選定のアドバイザーによる伴走支援の受入意思がある者
- ④ 共同申請者として事務・財務・コンプライアンス体制を整備できる者
- ⑤ 文化庁の採択後、実装・検証・自走化まで一貫して関与できる者
- ⑥ 本事業の終了後、継続して県へ下記の協力ができる者
  - ・ 文化体験プログラムの売上報告
  - ・ 文化体験プログラムに伴う物販等の売上報告
  - ・ 利用者満足度アンケートの実施

## 誘客ターゲット

**主に欧米を中心**とし、地域の伝統文化の発展・継続に寄与する旅に関心が高く、体験価値に正当な対価を払う**文化関心層**

## 造成の要件

〔共通要件〕

- ① 有田町内での事業実施
- ② 主に欧米を中心とする文化関心層を対象とした取組み
- ③ 参加型のアクティビティの場合、1人あたり**1～5万円以上、月3～4回以上の受け入れを目安**としたプログラム
- ④ 直販価格には、造成後も事業者と共に本プログラムの受入・手配業務等を行う**プログラムの企画者(設計者・監修者・コーディネーター等)の報酬を含める**
- ⑤ 陶磁器作品の制作・購入を伴う場合は、**海外発送に対応**
- ⑥ **Wifi環境の整備**やキャッシュレス決済の導入、**Googleビジネスプロフィールの登録・継続的な更新**

# 【概要】「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## 造成の要件

### ①ハード事業

**文化体験の提供に必要なハード整備**であること

- ・ 体験プログラムを提供するための施設の整備
- ・ 歴史的建造物を飲食店等として活用するための改修
- ・ 博物館等を改修したガイダンス設備の整備
- ・ デジタル技術活用等の特別プログラム実施に必要な整備
- ・ 未使用の歴史的建造物を周遊の拠点施設にする改修
- ・ 歴史的建造物の改修等によるユニークベニュー(特別な会議場)の整備

※既存施設の改修による整備が対象(**新設・増設は対象外**)

※「宿泊施設」については、令和8年7月以降に別途募集予定

(ハード事業の例)

- ・ 作家や職人の工房・窯場に滞在し、作陶現場に触れながら体験する特別な文化滞在プログラム(拠点となる工房・窯場の改修を含む)
- ・ 歴史的建造物等を改修し、有田の陶磁器文化を感じられるレストラン・カフェ・バー・ギャラリー等の整備
- ※単に陶磁器を使った飲食の提供等ではなく、佐賀の陶磁器文化の本質的価値が伝わる文化体験の提供が前提
- ・ 窯元等の敷地内の建物を、陶磁器のプレゼンテーション空間へ改修し、作り手の歴史や想いをより効果的に伝えるプログラム
- ・ 有田焼を最終工程まで一貫して制作できる長期滞在型プログラム
- ・ ARや映像演出などデジタル技術を活用した陶磁器鑑賞体験

### ②ソフト事業

**文化体験の提供に必要な人材(職人、作家、生産者、ガイド、コーディネーター等)の育成を伴うものであること**

- ・ 実演や説明を行う職人、作家、生産者、ガイド
- ・ 来訪者のニーズと現地との調整を図り、プログラムの受入・手配を担うコーディネーター人材
- ・ 地域のマネタイズを管理する専門人材
- ・ DX化に伴うシステムの運用・管理や、データ分析・活用ができる専門人材
- ・ 大学や専門学校等と連携した人材(学生インターン、リスキリング)

※地域に常駐する者など継続的に携わることができる人材の育成が望ましい

(ソフト事業の例)

- ・ 作家や職人本人から直接指導を受ける等、通常では得られない体験プログラム
- ・ 文化施設を貸し切り、専門家から特別解説を受けながら鑑賞するプログラム
- ・ 佐賀県内の他の伝統工芸や地域特有の食材・特産品などと組み合わせたプログラム
- ・ 通常非公開の場所の特別な公開・展示を行う特別な体験プログラム
- ・ 早朝・夜間などの特別な時間帯に実施するプログラム
- ・ ナイトタイムエコノミーに繋がる特別な体験プログラム

③受入環境 ※①もしくは②を選択するものに限り応募可能

**ターゲットの受入に必要な環境向上に資する事業**であること

多言語対応、Wifi整備、キャッシュレス、手ぶら観光、海外配送対応、トイレ洋式化など

# 【概要】「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## 補助の要件

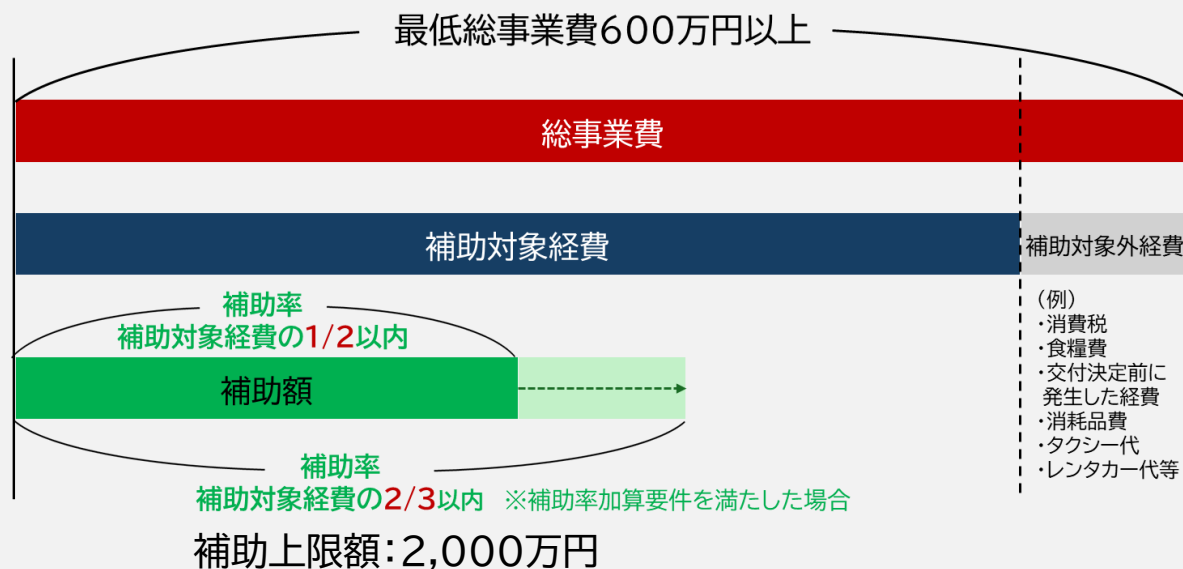
【補助率】原則、補助対象経費(税抜)の1/2以内  
(但し、文化庁の補助条件に応じて2/3まで補助率の加算を行うことが可能)

【補助上限額】 2,000万円

【最低総事業費】 600万円以上

【補助対象期間】 文化庁の交付決定日から令和9年3月15日まで

【採択予定件数】 5件程度(R8)



## 補助対象経費

- 文化体験プログラムの造成にかかる経費**  
プログラムや旅行商品の企画開発、専門家の助言人材の育成、事業者向けセミナー、モニターツアー開催など
- 文化体験提供に必要な施設の改修等にかかる経費**  
体験に必要な施設の設計・改修工事、展示・案内設備、電気・衛生設備、給排水設備など
- 販路基盤の整備に係る経費**  
写真・動画・パンフレット等の販促物作成、Webサイト構築、情報発信強化、旅行会社やメディアのファムトリップ(視察ツアー)実施、OTA掲載や旅行会社等への営業など
- 受入環境の整備に係る経費**  
多言語案内、Wi-Fi、キャッシュレス決済、トイレ洋式化、手ぶら観光、海外配送対応など

## 【留意事項】

総事業費に対して、令和8年度中に文化体験プログラムの売上が上回った場合、上回った利益分について補助額から減額する

# 【概要】「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## 補助対象経費

### 【留意事項】

#### <改修工事の設計費について>

設計費だけを補助対象として申請することはできません。

**R8年度中に改修工事まで完了**することが条件です。

#### <宿泊費について>

事業の実施に本当に必要な場合のみ補助対象となります。

佐賀県内での宿泊費は**1泊11,000円が上限**です。

#### <備品費について>

本事業に必要な**機械や備品の購入費・修繕費**が対象となります。

- ・原則として、**5万円以上かつ耐用年数3年以上**の備品が対象
- ・税抜50万円以上の備品を購入した場合は、**財産取得管理台帳への登録が必要**です。

#### ※取得財産の管理について

- ・本補助金を財源として取得・効用が増加した財産(建物、設備、備品等)のうち、税抜50万円以上のものは、**一定期間、処分に制限がかかります。**

**(目的外使用・譲渡・担保提供・廃棄等)**

**承認を得ずに処分した場合、返還命令の対象となります。**

## 補助対象外経費

- ・事業と直接関係のない経費
- ・文化庁の交付決定前に支出された経費
- ・**消費税(※)**
- ・**食糧費**(弁当、飲料など)
- ・**消耗品費**(PC・机・椅子等)
- ※文化体験の提供に必要なと判断される陶磁器は可
- ・交通費の**特別料金(グリーン料金等)・タクシー・レンタカー・ガソリン代等**
- ・不動産関係費(購入費・賃借料・施設整備費等)
- ・事業者が通常負担すべき経費  
(常勤職員の人件費、事務所経費、光熱水費、通信費、機器借料、維持管理費、ドメイン取得・サーバー維持管理費 等)
- ・受益者負担とすべき経費(参加者用教材、材料費、景品・割引等)
- ・一過性で継続効果が見込めない広告等
- ・地域性が乏しい取組
- ・応募手続きに要する経費(通信費、旅費など)
- ※**免税事業者や簡易課税事業者等**など、一定条件を満たせば、消費税を含めて補助額を算定できる場合があります。

# 【概要】「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## 今後のスケジュール

募集期間	令和8年3月27日(金曜日)～令和8年5月13日(水曜日)
説明会参加申込	令和8年4月1日(水曜日)正午まで
説明会開催	令和8年4月2日(木曜日)16:00～17:00
事業に対する 質問・相談	募集期間終了まで随時受付 ※電子メールにて問い合わせ
参加表明書の 提出期限	<b>令和8年4月15日(水曜日)午後5時まで</b>
申請書の提出期限	<b>令和8年5月13日(水曜日)午後5時まで</b>
(ハード整備を伴う場合) 県による現地視察	<b>令和8年5月18日(月曜日)～20日(水曜日)</b> ※ハード整備を伴う申請は県による事前視察を実施
審査会開催 (プレゼンテーション)	<b>令和8年5月22日(金曜日)午前9時～</b> ※時間帯は個別に通知
選定結果通知	令和8年5月26日(火曜日)予定 ※電子メールにて通知
文化庁への共同申請	令和8年5月下旬～6月上旬予定 ※個別に通知
(参考) 文化庁交付決定後の 体験プログラム 造成事業期間	文化庁交付決定の日から令和9年3月15日(月曜日)まで

## 提出書類

【参加申込】 締切期限: 令和8年4月15日(水曜日)午後5時まで

- |  |       |
|--|-------|
| ① 参加表明書(様式第1号)<br>※応募意思のある方は、必ず提出してください。<br>県から個別にヒアリングをさせていただきます。 | 電子メール |
|--|-------|

【本申込】 締切期限: 令和8年5月13日(水曜日)午後5時まで

- |  |                  |
|--|------------------|
| ② 申請様式(様式第2号)                                | 各8部ずつ<br>持参または郵送 |
| ③ 申請者の概要(任意様式)                               |                  |
| ④ 申請者の定款又は類する規約・構成員名簿(任意様式)                  |                  |
| ⑤ 損益計算書又は正味財産増減計算書(令和5-7年度)                  |                  |
| ⑥ 消費税処理例外対応宣誓書(様式第3号)<br>※免税事業者、簡易課税事業者等のみ提出 |                  |
| ⑦ 誓約書(様式第4号)                                 |                  |
| ⑧ 見積書の写し(2社以上)                               |                  |
| ⑨ 仕様書  |                  |
| ⑩ 設計図、位置図、その他内容を補足する参考資料<br>(任意様式)           |                  |
| 併せて資料一式をPDFで電子メールで送付                         |                  |

電子メール提出先: 佐賀県観光課([kankou@pref.saga.lg.jp](mailto:kankou@pref.saga.lg.jp))

※参加申込・・・件名を「【参加申込】ARITA共同申請事業(社名)」

※本申込・・・件名を「【申請書】ARITA共同申請事業(社名)」として提出

# 【概要】「文化体験プログラム造成事業」共同申請パートナー募集要項

## その他留意事項

- ・事業実施にあたっては、必ず**文化庁のACEプログラム要項をご参照**してください。  
『令和8(2026)年度(文化資源活用事業費補助金)公募要領』  
(※特に補助事業の対象範囲(P.4-6、P.22-26)は必読です)  
[https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/pdf/94326101\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/pdf/94326101_01.pdf)
- ・本募集で、共同申請パートナーとして選定されても、文化庁の補助事業に必ず採択されるとは限らないことにご留意ください。
- ・また、採択された場合でも、申請金額のとおり<sup>に</sup>交付決定されるとは限らないことにご留意ください。
- ・採択された場合、文化庁及び文化庁が設置するACEプログラム事務局との面談や指示、視察の受入れ、精算にかかる証拠書類の提出など、募集要項に定めがない事項等も含め、適切な対応をお願いします。
- ・本補助事業に係る収入及び支出を明らかにした**帳簿の作成**が必須です。事業終了後に、文化庁へ写しを提出する必要があるため、**仕様書、見積書、契約書、納品書(実績報告書)検査調書、請求書、領収書(もしくは支払先の入金記録等)**はまとめて保管してください。
- ・会計書類は、補助事業の完了年度の翌年度から**5年間保存**が必要です。

## 提出先・お問い合わせ先

### 【担当窓口】

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 観光課  
グローバル文化観光推進担当 兼武・岩根・北島

### 【住所】

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

### 【メール】

[kankou@pref.saga.lg.jp](mailto:kankou@pref.saga.lg.jp)

### 【電話番号】

0952-25-7386

### <質問・相談について>

募集期間中は、いつでも質問・相談を受け付けています。

ご不明な点がある場合は、まず、上記のメールアドレスへご連絡下さい。その際、メールの件名は「【質問】ARITA共同申請事業(社名)」とし、本文に ①担当者の役職・氏名、②電話番号、③質問または相談内容を記載してください。